

静岡県選挙管理委員会告示第 45 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支について、自由民主党南伊豆町支部等から令和元年分及び令和 2 年分の収支の報告に係る訂正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和 4 年 9 月 20 日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

令和 3 年 11 月 29 日静岡県選挙管理委員会告示第 81 号別冊 45 ページ（右）33 行目

自由民主党南伊豆町支部の報告中、

「2 支出総額	196,493」を
「2 支出総額	196,497」に訂正し、
「4 支出の内訳」のうち	
「経常経費	1,132」を
「経常経費	1,136」に訂正し、
「備品・消耗品費	1,132」を
「備品・消耗品費	1,136」に訂正する。

令和 3 年 11 月 29 日静岡県選挙管理委員会告示第 81 号別冊 66 ページ（左）26 行目

青山まさとらを応援する会の報告中、

「1 収入総額	40,000」を
「1 収入総額	120,000」に訂正し、
「本年收入額	40,000」を
「本年收入額	120,000」に訂正し、
「2 支出総額	40,000」を
「2 支出総額	117,742」に訂正し、
「3 本年收入の内訳」のうち	
「寄附	40,000」を
「寄附	120,000」に訂正し、
「個人分	40,000」を
「個人分	120,000」に訂正し、
「4 支出の内訳」のうち	
「経常経費	40,000」を
「経常経費	117,742」に訂正し
「事務所費	40,000」を
「事務所費	117,742」に訂正し
「5 寄附の内訳」〔個人分〕のうち	

「年間五万円以下のもの 40,000」を削除し、
「5 寄附の内訳〔個人分〕」の次に
「青山真虎 120,000 島田市」を追加する。

令和2年11月26日静岡県選挙管理委員会告示第57号別冊154ページ（左）40行目
静岡県司法書士政治連盟の報告中、

「1 収入総額 10,676,839」を
「1 収入総額 10,688,839」に訂正し、
「本年收入額 4,963,122」を
「本年收入額 4,975,122」に訂正し、
「3 本年收入の内訳」のうち
「個人の党費・会費 (431人) 4,893,000」を
「個人の党費・会費 (431人) 4,905,000」に訂正する。

令和3年11月29日静岡県選挙管理委員会告示第81号別冊141ページ（左）31行目
静岡県司法書士政治連盟の報告中、

「1 収入総額 13,816,358」を
「1 収入総額 13,828,358」に訂正し、
「前年繰越額 5,133,235」を
「前年繰越額 5,145,235」に訂正する。

令和3年11月29日静岡県選挙管理委員会告示第81号別冊171ページ（左）24行目
土屋昌弘後援会の報告中、

「2 支出総額 1,680,731」を
「2 支出総額 1,780,731」に訂正し、
「4 支出の内訳」のうち
「経常経費 594,071」を
「経常経費 694,071」に訂正し、
「備品・消耗品費 244,071」の次に
「事務所費 100,000」を追加する。